

子どもの権利条例

#知ると強くなる

みんなを守る、
子どもの権利。

中高生世代に聞いた
みんなのリアル

静かに勉強できる場所がほしい!

チャレンジしたいけど失敗が怖い...

気持ちがつらくても休めない...

交渉したらおこづかいが上がった!

話し合いで門限を変えてもらった!

このパンフレットは、
中高生世代の皆さんの声を聴き、
一緒に作成しました。

モヤモヤは、権利に気づくサイン



「これって何かおかしいな」「モヤモヤするな」と感じることはどんなこと？

気持ちが
つらいときに、
学校や習い事を休めない

→ 20の権利 11

何でも多数決で
決められてしまって、
話し合う機会がない

→ 20の権利 19



失敗すると責められたり
笑われたりするので、
挑戦しにくい

→ 20の権利 3 16 17



大人に意見を伝えたが、
返答がなく、
受けとめてもらえたのか
分からなかった

→ 20の権利 2

誰かのせいで
連帯責任になり、
自分の学年だけ
スマホが使えない

→ 20の権利 6



学校を休んだ時に、
自分の当番や係が
勝手に決められていた

→ 20の権利 4 15 19

ちょっと心配なことを
相談できる
場所がない

→ 20の権利 10 12

くつろいだり
遊んだりする場所が
近くにない
家や学校以外の
居場所がほしい

→ 20の権利 7 9 14



💡をヒントに、8,9ページの20の権利を見てみよう

権利を知ろう！

日常で感じる様々なモヤモヤは、権利が守られていないサイン
かもしれません。子どもには「子どもの権利」があります。休む権
利、失敗できる権利、意見を言う権利、自分らしくいる権利…。
まずは、「これって権利なんだ」と気づくことが、大切です。

あなたの声には、力がある



あなたの意見や行動で、
何かが変わった経験はある？



話し合いをして、
門限を変えてもらった

→ 20の権利 2 4 12

図書室に来る人が
少なかったが、
キャラクターを作って
宣伝したら、多くの人
が来ってくれるようになった

→ 20の権利 4 18 19



修学旅行の部屋決めの
方法を先生に相談したら、
決め方から生徒同士で
話し合って決めることができた

→ 20の権利 4 15 19

いじめのことで
校長先生・
副校長先生に相談
したところ、
積極的に動いてくれた

→ 20の権利 2 12 14



部活動で新しい
練習メニューを提案したら、
取り入れてもらった

→ 20の権利 4 8 15

親に交渉して、
おこづかいを
あげてもらった

→ 20の権利 2 4 17

文化祭の展示について
意見を伝えたら、
取り入れてもらった

→ 20の権利 4 18 19

提案をしたら、
自分の住んでいる団地で、
子どもも大人も
参加できるイベントを
つくることができた

→ 20の権利 4 8 20



思いを言葉にしてみよう

「こうしたいな」を言葉にしてみよう。家族や先生に伝えたり、生徒会で提案したり。児童館や地域のイベントで話してもいい。子どもには、自分の考えや気持ちを様々な方法で表現し、その思いを大切に受けとめてもらう権利があります。大人は、あなたの安全や健康も大切にしながら、何が一番よいかを一緒に考え、応えていきます。

誰にでも、守られる権利がある



だれ けんり まも
誰かの権利が守られていないと感じた経験は？

いじめられている生徒が
発表すると、
笑われたり、バカに
されたりしていた

➡ 20の権利 1 4 18

家庭環境で
困っている友達がいる、
何かしてあげたかった

➡ 20の権利 12 13 14



友達がネットに
悪口を書かれた

➡ 20の権利 1 12

同じクラスにいた
障害のある子が
からかわれていて
気になった

➡ 20の権利 1 12

自分もみんなも大切に

自分の悩みだけでなく、誰かを助けたいと思うときも、一人で抱えず、信頼
できる大人に話してみてください。子どものために、一緒に権利を守ってくれ
る人が必ずいます。そうしたとき、あなた自身の気持ちや安全も大切にしてく
ださい。あなたも含めて、すべての子どもが守られる権利をもっています。

相談先MAP ➡ 10,11ページ

お互いの権利を、大切に



だれ いけん
誰かの意見とぶつかったとき、
何を大切にしたらよいと思う？

「違う意見をもつ敵」
ではなく、
「違う意見をもつ仲間」
と考えること

➡ 20の権利 5 19

相手の考えに必ずしも
賛同する必要はない
相手の考えを
理解すること

➡ 20の権利 5 15

冬服の規定が厳しく、
多くの生徒が変えたいと
思っていたが、一部には変えたく
ないという反対派もいた

そこで、反対派の人とも
1対1できちんと話し合う
プロセスを踏んだことで、
「勝手に決められた」などの
不満を生み出す
校則を変更できた

➡ 20の権利 4 19

話し合ってみよう！

ルールを変えたい人も、変えたくない人も、子どもも大人も——誰にで
も権利があります。だからこそ大切なのは、お互いの思いをしっかり
聴き合い、対話を重ねて、納得できる答えをみんなで探すこと。それが
「権利を大切にする」ということです。

世田谷区 子どもの権利条例 みんながもっている 20の権利

世田谷区子どもの権利条例

世田谷区には、子どもたちと一緒に
つくった「世田谷区子どもの権利条
例」があります。

この条例では、すべての権利の土台
となる4つの権利(右の表 1~4)

と、子どもたちが特に大切にしたいと
考えた16の権利(右の表 5~20)を
定めています。

詳しくは
こちら



子どもの権利って?

子どもが一人の人間として大切にされ

成長するために必要なことを**子どもの権利**といいます。

年齢、国籍、性別、障害の有無などに関わらず、

すべての子どもが同じようにこの権利をもっています。

1989年に国際連合の総会で**子どもの権利条約**が採択され、

世界で共通の**子どもの権利**が定められました。

日本も1994年から、この**条約**を守ることにしました。

世田谷区**子どもの権利条例**は、この**条約**の

理念に基づき、定められました。

1 いかなる理由でも 差別されない権利	2 子どもに 関係のあることが決められ、行われるときは、 子どもにとって最もよいことが 何かを考えられる権利	3 生きる権利と 成長・発達する権利	4 自由に自分の意見や思いを 表明する権利
5 自分らしくいられ、 個性が尊重される権利	6 公正に評価される権利	7 今も将来も豊かに 生きることができる権利	8 自分のやりたいことを 追求できる権利
9 思い切り遊び、自分にとって 楽しいことをする権利	10 自分が知りたい情報を 得られる権利	11 心や身体が疲れた時に 休息することができる権利	12 安全で安心して 生きることができる権利
13 健康に暮らせる権利	14 生活環境と自然環境が 守られる権利	15 自分で選択して自由に 自己決定できる権利	16 自分らしく学び、 成長・発達できる権利
17 様々なことに挑戦して 失敗できる権利	18 意見や思いを様々な方法で 表すことができる権利	19 対話をして協働する権利	20 地域に参画する権利

悩みがある、困っている、
だれかに話したい人へ

相談先MAP



▶ 子どもの権利に詳しい人に相談したい 匿名OK!

せたホッと (せたがやホッと子どもサポート)

困ったとき、あなたにとって一番よい方法を一緒に考えます。
秘密は必ず守ります。直接会って相談もできます。

☎0120-810-293 (通話無料)

相談時間 月～金: 午後1時～午後8時
土: 午前10時～午後6時
(日曜、祝・休日、年末年始を除く)



▶ だれかに話を聞いてほしい 匿名OK!

チャイルドライン

チャットや電話で誰にも知られずに
1対1のやり取りができます。

☎0120-99-7777 (通話無料)

毎日 午後4時～午後9時
チャット 月～土: 午後4時～午後9時
(年末年始を除く)



▶ 夜間に相談したい 匿名OK!

せたがや子どもテレフォン

(夜、休日の電話相談)

☎03-5451-1211

月～金: 午後5時～午後10時
土日祝: 午前9時～午後10時
(年末年始を除く)

⚠ 虐待かもしれない
助けてほしい

▶ 児童相談所 ☎189 (通話無料)
24時間365日、いつでもOK

⚠ 今すぐ助けてほしい

▶ 近くの交番・警察 ☎110 (通話無料)

子どもの思い

「世田谷区子どもの権利条例」前文より

この前文は、中高生世代の仲間たちが条例検討プロジェクトにて考えました。

私たちは、自分の意見や思いを受けとめてもらったとき、喜びを感じます。

きれいで自然豊かな世田谷を守っていきたいです。

私たちの未来にもっと希望をもちたいです。

自分で様々な選択をして自分らしく生きたいです。

子ども同士が交流し、つながる機会を増やしたいです。

安心できる場所を増やしたいです。

自由に、やりたいことにチャレンジして、学びを深め、成長していきたいです。

大人に意見や思いを届けたいです。

こんな思いがかなう世田谷にしたいです。



「世田谷区子どもの権利条例」

全文はこちら



このパンフレットを手にとった大人の皆様へ

子どもたちによる、過去・現在・未来からの声に、
私たちはどう応えるか

子どもの権利が当たり前前に保障される文化を作るために、私たちはどう動くのでしょうか。子どもの権利は、小さき声を黙殺してきた歴史を転換し、一人ひとりの存在を尊重し、日常を取り戻すために誕生しました。それ以来、身近にいる人や生活、人間が身を置く自然環境に対する、私たち自身の関わり方が問われ続けています。

子どもの声を聴き、思いを受けとめ、対話すること。ワクワクを育ちや学びに取り入れること。誰もが支え合う地域をつくること。何かを恐れずに自由に表現すること…(「子どもの権利条例」前文より)。

条例に描かれたこれらの考え方にみんなで応答していくことを通して、自分らしく幸せな“今”と、明日からもよい日と思える社会の実現は可能になっていきます。

令和8年4月発行

広報印刷物登録番号 No.2422

世田谷区／世田谷区教育委員会

発行：子ども・若者支援課

TEL:03-5432-2528

FAX:03-5432-3016

協力・監修：認定NPO法人

フリー・ザ・チルドレン・ジャパン

デザイン・イラスト:seesaw.

キャラクターデザイン:スミナツコ・佐々木暁美

編集：西岡育子

Printed in Japan

令和7-8年度期 世田谷区子ども・若者・子育て会議会長 加藤 悦雄